

一 運輸備置規程改正の件

運輸備置規程第十一條第二十号を撤廃せられたし

理由 運輸備置は採用に際し嚴重なる試験及調査を経て採用せられたるも、のちに運輸備置に適せざる者も採用する事は是れに於て認められ、採用後不適当に及ぶといふ理由は認められず、この点に於ては、自らの採用に於て、鮮備置の状況及び運輸備置の今後を以てその取に就くを得ざるを以て、又、此の号を即時撤廃せられたし

二 運輸備置規程第十一條第五号を撤廃せられたし

理由 所定の利度は必らずとして過給のみに依りて即時撤廃せられたし

三 管内文次を即時撤廃せられたし

理由 新各出張所遷移の手付の文次を撤廃せられたし、但し、管内の文次を即時撤廃せられたし、此の如く、既に鮮備置の取に就くは運輸備置に安んじてその撤下を以て得ざるに付、管内文次を即時撤廃せられたし

一等	四ヶ月	五等	四ヶ月
二等	四ヶ月	四等	四ヶ月
三等	八ヶ月	三等	八ヶ月
四等	十八ヶ月	二等	十八ヶ月
五等	二十ヶ月	一等	二十ヶ月
六等	三十ヶ月	特六級	二十ヶ月
七等	三十ヶ月	特五級	二十ヶ月
八等	三十ヶ月	特四級	二十ヶ月

新規定

特三級	一、三十ヶ月	特三級	二十ヶ月
特二級	七、七ヶ月	特二級	三十ヶ月
特一級		特一級	

理由

自動車運転手は電車や掌運転手と同一基準規定の下に昇給せしめる事はその健康上及労働の消費上極めて不合理的にして既に備置規程中にもこれを認め居るは明らかなり、即ち電車や掌運転手は俸金五五亦有るは自動車運転手は俸金四五乃至五五にして其間十々々同労働年限は短縮されあり、その十々々等は自動車運転手の俸金に繰り入れ昇給せしめられたし

四 最低賃銀制度(等級)を改正の件

理由

従来運輸備置規程にも定められてありたる如く電氣局や掌運転手採用の場合二十一才以上の者は五等乃至四等級を以て採用する規程となつて居り、その制度は今日に於ては既に一種の最低賃銀制度となつてゐる、然るに、この長い習慣ある規程を改定し、八等級度の如き低劣なる等級制度を設ける事は従来の既得権を侵すものなり、仍て従来規定されありたる如く五等級を以て最低賃銀と定められたし

○ 五 路上修理給金全額支給とされたし

理由 従来乗務中路上に於て故障の場合の時間給予方法は